

職業実践専門課程等の基本情報について

学校名		設置認可年月日	校長名	所在地			
埼玉県理容美容専門学校		昭和56年3月31日	増村 信雄	〒 330-0061 (住所) 埼玉県さいたま市浦和区常盤5-9-1 (電話) 048-822-1333			
設置者名		設立認可年月日	代表者名	所在地			
学校法人 埼玉県理容美容専門学校		昭和28年5月7日	高野 春夫	〒 330-0061 (住所) 埼玉県さいたま市浦和区常盤5-9-1 (電話) 048-822-1333			
分野	認定課程名	認定学科名	専門士認定年度	高度専門士認定年度	職業実践専門課程認定年度		
衛生	専門課程	美容科	平成12(2000)年度	-	平成28(2016)年度		
学科の目的	美容業を通じて社会に貢献し、生涯にわたって向上心を持つ人材を育成するため、就職後の定着と高度な技術習得に向けて産学のリレーションを作り、市場において必要とされる技術及びサービスについて常に実践的な学びを学生に提供する。						
学科の特徴(取得可能な資格、中退率等)	美容師の国家試験取得を目的とし、その他プロフェッショナルな人材育成のため、任意で日本化粧品検定、ネイリスト技能検定、日本色彩検定などの資格が取得可能なカリキュラムを組んでいる。中退率は約8%であった。						
修業年限	昼夜	全課程の修了に必要な総授業時数又は総単位数	講義	演習	実習	実験	実技
2年	昼間	2,010 単位時間 ※単位時間、単位いずれかに記入	630 単位時間	60 単位時間	1,320 単位時間	0 単位時間	0 単位時間
		単位	単位	単位	単位	単位	単位
生徒総定員	生徒実員(A)	留学生数(生徒実員の内数)(B)	留学生割合(B/A)				
240 人	222 人	0 人	0 %				
就職等の状況	■卒業者数(C)		113	人			
	■就職希望者数(D)		105	人			
	■就職者数(E)		105	人			
	■地元就職者数(F)		77	人			
	■就職率(E/D)		100	%			
	■就職者に占める地元就職者の割合(F/E)		73	%			
	■卒業者に占める就職者の割合(E/C)		93	%			
	■進学者数		1	人			
	■その他						
	美容室への就職者数101名、メイクスクールへの進学者数1名、ネイリスト1名、エステティシャンが2名であった。 (令和5年度卒業者に関する令和4年5月1日時点の情報)						
■主な就職先、業界等 (令和5年度卒業生) REDEAL,HAVANA,fifth,sand,STAR TOKYO,by K-two,LUXE,AZ,un.amie by afloat,レ・セゾン六本木ヒルズ,anyhow,株式会社CS,CHARA,la Blanche,A'bellire,ピエス株式会社,BEAUTRIUM,knot by bell,Raviy,LOPE美4,株式会社ビューティコンヤス,IMK,							
第三者による学校評価	■民間の評価機関等から第三者評価: ※有の場合、例えば以下について任意記載 評価団体: 受審年月: 評価結果を掲載したホームページURL						
当該学科のホームページURL	https://r.goope.jp/penguinweb/						
企業等と連携した実習等の実施状況(A、Bいずれかに記入)	(A: 単位時間による算定)						
	総授業時数		2,010 単位時間				
うち企業等と連携した実験・実習・実技の授業時数		90 単位時間					
うち企業等と連携した演習の授業時数		120 単位時間					
うち必修授業時数		0 単位時間					
うち企業等と連携した必修の実験・実習・実技の授業時数		0 単位時間					
うち企業等と連携した必修の演習の授業時数		0 単位時間					
(うち企業等と連携したインターンシップの授業時数)		0 単位時間					
(B: 単位数による算定)							
総授業時数		- 単位					
うち企業等と連携した実験・実習・実技の授業時数		- 単位					
うち企業等と連携した演習の授業時数		- 単位					
うち必修授業時数		- 単位					
うち企業等と連携した必修の実験・実習・実技の授業時数		- 単位					
うち企業等と連携した必修の演習の授業時数		- 単位					
(うち企業等と連携したインターンシップの授業時数)		- 単位					
教員の属性(専任教員について記入)	① 専修学校の専門課程を修了した後、学校等においてその担当する教育等に従事した者であって、当該専門課程の修業年限と当該業務に従事した期間とを通算して六年以上となる者 (専修学校設置基準第41条第1項第1号)		14 人				
	② 学士の学位を有する者等 (専修学校設置基準第41条第1項第2号)		1 人				
	③ 高等学校教諭等経験者 (専修学校設置基準第41条第1項第3号)		0 人				
	④ 修士の学位又は専門職学位 (専修学校設置基準第41条第1項第4号)		0 人				
	⑤ その他 (専修学校設置基準第41条第1項第5号)		0 人				
	計		15 人				
上記①～⑤のうち、実務家教員(分野におけるおおむね5年以上の実務の経験を有し、かつ、高度の実務の能力を有する者を想定)の数		16 人					

1.「専攻分野に関する企業、団体等(以下「企業等」という。)との連携体制を確保して、授業科目の開設その他の教育課程の編成を行っていること。」関係

(1)教育課程の編成(授業科目の開設や授業内容・方法の改善・工夫等を含む。)における企業等との連携に関する基本方針
教育課程の編成は、美容業に就くことを目的とする学生のニーズに応じて、生涯にわたり社会的・職業的に自立できる力の獲得に留意し、併せて業界の現状や展望に鑑みて高度に実践的な技術の学習が体系的に行われるよう計画する。計画の質を補完するため、埼玉県美容業生活衛生同業組合及び求人登録店舗や卒業生等と相互に連携し、常に新しい情報によって実践的な教育がなされるように意見交換の場を設ける。

(2)教育課程編成委員会等の位置付け
※教育課程の編成に関する意思決定の過程を明記
教育課程編成委員会は、校長が運営する。委員会の開催にあたり、教育課程の編成責任者である教務課長は、学生及び実習店舗・就職先店舗等にアンケート調査を実施し、授業科目の内容・問題点・改善点等を取りまとめ、学校側の委員として参画する。
委員会では、多角的な視点で意見を聴取し、授業科目が常に前項の基本方針に合うものであり、実践的で専門的な能力の育成に資するかを検証し活用する。

(3)教育課程編成委員会等の全委員の名簿

令和6年4月1日現在

名前	所属	任期	種別
間山 弘子	一般社団法人 埼玉県美容技術協会 指導講師	令和5年4月1日～令和6年3月31日(1年)	③
長島 光世	埼玉県美容業生活衛生同業組合 戸田支部 副支部長	令和5年4月1日～令和6年3月31日(1年)	①
古川 聡	埼玉県美容業生活衛生同業組合 浦和支部 支部長	令和5年4月1日～令和6年3月31日(1年)	①
秋山 幸子	一般社団法人 埼玉県美容技術協会	令和5年4月1日～令和6年3月31日(1年)	③
増村 信雄	埼玉県理容美容専門学校 校長	令和5年4月1日～令和6年3月31日(1年)	—
千住 義祐	埼玉県理容美容専門学校 教務課長	令和5年4月1日～令和6年3月31日(1年)	—
原田 怜	埼玉県理容美容専門学校 美容科長	令和5年4月1日～令和6年3月31日(1年)	—
橋本 有美	埼玉県理容美容専門学校 美容科長	令和5年4月1日～令和6年3月31日(1年)	—

※委員の種別の欄には、企業等委員の場合には、委員の種別のうち以下の①～③のいずれに該当するか記載すること。(当該学校の教職員が学校側の委員として参画する場合、種別の欄は「—」を記載してください。)

- ①業界全体の動向や地域の産業振興に関する知見を有する業界団体、職能団体、地方公共団体等の役職員(1企業や関係施設の役職員は該当しません。)
- ②学会や学術機関等の有識者
- ③実務に関する知識、技術、技能について知見を有する企業や関係施設の役職員

(4)教育課程編成委員会等の年間開催数及び開催時期

(年間の開催数及び開催時期)

年2回(9月、2月)

(開催日時(実績))

第1回 令和5年 9月12日 14:00～16:00

第2回 令和6年 2月16日 15:00～17:00

(5)教育課程の編成への教育課程編成委員会等の意見の活用状況

※カリキュラムの改善案や今後の検討課題等を具体的に明記。

教育課程の編成に関しては、学生・店舗等へのアンケートを活用して、PDCAサイクルに基づき、前年提起された問題を解決するために学校がどのように道のように取り組んだかを評価して、常に鮮度の高い実践的な教育が実施できるように役立てている。

また、業界・企業から推薦・派遣された講師によって、高度に専門的な技術を学ぶ為の創意工夫を常に取り入れ、今後の業界で必要とされる人材のアウトラインを学生にフィードバックしている。編成委員会においては、業界から必要とされる資質と学生が業界に希望する内容のミスマッチについて、継続的に意見交換を行い、学校が取り組むべき課題を明確にしている。

2. 「企業等と連携して、実習、実技、実験又は演習（以下「実習・演習等」という。）の授業を行っていること。」関係

(1) 実習・演習等における企業等との連携に関する基本方針

実践的で高度な技術や接客サービスを体験的に学習させる。業界の性質上、常に情報や技術は更新されなければならないので、講師派遣については柔軟に対応するよう意識している。

(2) 実習・演習等における企業等との連携内容

※授業内容や方法、実習・演習等の実施、及び生徒の学修成果の評価における連携内容を明記

2年次の「総合技術」科目授業において、埼玉県美容業生活衛生同業組合及び企業等と講師派遣の連携をとり、職業に「今」必要な実践的かつ専門的な能力を育成する演習を実施する。また、登録された求人店舗等と連携し、1年次14時間、2年次24時間の校外実習を実施し、教員が教育計画に沿って指導を行う等、より効果的なサロン実習を実施する。実習前には、就職等の業界情報に関わる企業から講師派遣を受け、業界についての事前学習を行う。

(3) 具体的な連携の例※科目数については代表的な5科目について記載。

科目名	科目概要	連携企業等
総合技術	目的に合うコースを自主的に選択し、より高度で専門的な理論と実習を受講する。講師は業界団体等から派遣され、常に最新の知識・技術・技能を授業に反映し、優秀な人材が業界の質の向上に資することを目的とする。	埼玉県美容技術協会
日本文化	和装着付け技術など日本独自の美容の文化を学び、日本人ならではの「おもてなし」の心を養うことを目的とする。	埼玉県美容技術協会

3. 「企業等と連携して、教員に対し、専攻分野における実務に関する研修を組織的に行っていること。」関係

(1) 推薦学科の教員に対する研修・研究(以下「研修等」という。)の基本方針

※研修等を教員に受講させることについて諸規程に定められていることを明記

(1) 推薦学科の教員に対する研修・研究(以下「研修等」という。)の基本方針

※研修等を教員に受講させることについて諸規程に定められていることを明記

自らの業務にかかわる資格の取得や技術・能力の向上、知識の習得、あるいは自己啓発等を目的とする

(2) 研修等の実績

① 専攻分野における実務に関する研修等

研修名: 「化粧品化学(同時授業)」教育資格	連携企業等: 日本理容美容教育センター
期間: 令和5年9月21日(木)～9月22日(木)	対象: 美容科教員1名
内容: 担当教員資格の取得	
研修名: 「運営管理」教育資格	連携企業等: 日本理容美容教育センター
期間: 令和5年9月 4日(月)～9月15日(金)	対象: 美容科教員1名
内容: 担当教員資格の取得	
研修名: まつ毛エクステンション指導者フォローアップ講習会	連携企業等: 日本理容美容教育センター
期間: 令和5年9月27日(水)～9月29日(金)	対象: 美容科教員3名
内容: 知識と技術の復讐及び向上	

② 指導力の修得・向上のための研修等

研修名: JISQ15001セミナー JISQ15001要求事項解釈コース	連携企業等: 日本規格協会(JSA)
期間: 令和6年1月26日(金)	対象: 美容科教員1名
内容: 個人情報保護を目的とした個人情報を適切に管理するためのマネジメントシステム要求事項の解釈	
研修名:	連携企業等:
期間:	対象:
内容:	
研修名:	連携企業等:
期間:	対象:
内容:	

(3) 研修等の計画

① 専攻分野における実務に関する研修等

研修名: 「衛生管理」教育資格	連携企業等: 日本理容美容教育センター
期間: 令和6年 7月23日(火)～ 8月 9(金)	対象: 美容科教員1名
内容 担当教員資格の取得	
研修名:	連携企業等:
期間:	対象:
内容	
研修名:	連携企業等:
期間:	対象:
内容	
② 指導力の修得・向上のための研修等	
研修名: SDGsセミナー	連携企業等: 日本規格協会(JSA)
期間: 令和 7年 1月15日(水)～令和7年 1月15日(水)	対象: 美容科教員1名
内容 取り組み始めるすべての企業のための— SDGs入門コース	
研修名:	連携企業等:
期間:	対象:
内容	
研修名:	連携企業等:
期間:	対象:
内容	

4. 「学校教育法施行規則第189条において準用する同規則第67条に定める評価を行い、その結果を公表していること。また、評価を行うに当たっては、当該専修学校の関係者として企業等の役員又は職員を参画させていること。」関係

(1) 学校関係者評価の基本方針

教職員による学校の理念・目標に照らして自らの教育活動を評価した「自己評価」に対し、学生・卒業生・保護者・企業・業界団体・自治体へのアンケートや、「学校関係者」の学校訪問・意見交換等を通じて、その評価に関する結果を取りまとめて公表することにより、今後の学校の教育活動や学校運営の改善を図る。

(2) 「専修学校における学校評価ガイドライン」の項目との対応

ガイドラインの評価項目	学校が設定する評価項目
(1) 教育理念・目標	① 学校の理念・目的・育成人材像は定められているか
(2) 学校運営	① 目的等に沿った運営方針が策定されているか
(3) 教育活動	① 教育理念等に沿った教育課程の編成・実施方針等が策定されて
(4) 学修成果	① 就職率の向上が図られているか
(5) 学生支援	① 進路・就職に関する支援体制は整備されているか
(6) 教育環境	① 施設・設備は、教育上の必要性に十分対応できるよう整備されて
(7) 学生の受入れ募集	① 学生募集活動は、適正に行われているか
(8) 財務	① 中長期的に学校の財務基盤は安定しているといえるか
(9) 法令等の遵守	① 法令、専修学校設置基準等の遵守と適正な運営がなされているか
(10) 社会貢献・地域貢献	① 学校の教育資源や施設を活用した社会貢献・地域貢献を行ってい
(11) 国際交流	

※(10)及び(11)については任意記載。

(3) 学校関係者評価結果の活用状況

「自己評価表」に基づいて様々な観点からの意見を聴取し、「地域の教育機関」としての役割や「卒業生として今後の母校に求める価値観」等、単なる美容師養成施設にとどまらない高度な職業教育機関としてのビジョンの明確化に活用されている。

(4) 学校関係者評価委員会の全委員の名簿

名前	所属	任期	種別
佐伯 鋼兵	株式会社 佐伯紙工所 代表取締役、さいたま商工会議所 名誉会頭、さいたま市シルバー人材センター 理事長	令和5年4月1日～令和6年3月31日(1年)	地域の教育(企業)関係者
帆足 光代	株式会社 帆足ビジネスコンサルタント 取締役、埼玉県なぎなた連盟 会長、埼玉県障害者スポーツ協会 理事、埼玉県体育協会 評議員	令和5年4月1日～令和6年3月31日(1年)	地域の教育(企業)関係者
塚本 一雄	元大学非常勤講師、元浦和市立小学校校長、元さいたま市立小学校校長	令和5年4月1日～令和6年3月31日(1年)	高等教育機関の教員及び経験者
丹野 泰久	元一般社団法人 埼玉県専修学校各種学校協会 事務局長、元 公立高等学校校長	令和5年4月1日～令和6年3月31日(1年)	地域の教育(企業)関係者
浜野 洋子	埼玉県美容技術協会 指導講師、さいたま商工会議所 女性部長、全美連 着付学会 十傑 名人位、美容師	令和5年4月1日～令和6年3月31日(1年)	地域の教育(企業)関係者
岡本 春雄	埼玉県美容業生活衛生同業組合 川口支部 長、美容師	令和5年4月1日～令和6年3月31日(1年)	地域の教育(企業)関係者
渡邊 彰人	埼玉県理容生活衛生同業組合 理事、本校 理容科卒業生、理容師	令和5年4月1日～令和6年3月31日(1年)	卒業生
齋藤 一郎	埼玉県理容生活衛生同業組合 前副理事長、理容師	令和5年4月1日～令和6年3月31日(1年)	地域の教育(企業)関係者

※委員の種別の欄には、学校関係者評価委員として選出された理由となる属性を記載すること。

(例) 企業等委員、PTA、卒業生等

(5) 学校関係者評価結果の公表方法・公表時期

(ホームページ・広報誌等の刊行物・その他())

URL: <https://r.goope.jp/penginweb/menu/731628>

公表時期: 令和6年9月30日

5. 「企業等との連携及び協力の推進に資するため、企業等に対し、当該専修学校の教育活動その他の学校運営の状況に関する情報を提供していること。」関係

(1) 企業等の学校関係者に対する情報提供の基本方針

教職員による学校の理念・目標に照らして自らの教育活動を評価した「自己評価」、及び「専門学校における情報提供等への取組に関するガイドライン」に対応した項目を公開する。

(2) 「専門学校における情報提供等への取組に関するガイドライン」の項目との対応

ガイドラインの項目	学校が設定する項目
(1) 学校の概要、目標及び計画	・学校の教育目標、特色・校長名、所在地、連絡先等・学校の沿革、歴史
(2) 各学科等の教育	・入学者の受入れ方針及び入学者数、収容定員、在学生数・カリキュラ
(3) 教職員	・教職員数・教職員の組織、教員の専門性
(4) キャリア教育・実践的職業教育	・キャリア教育への取組状況・実習、実技等の取組状況・就職支援等へ
(5) 様々な教育活動・教育環境	・学校行事への取組状況・校外活動、ボランティア活動等
(6) 学生の生活支援	・学生支援への取組状況
(7) 学生納付金・修学支援	・学生納付金の取扱い・奨学金と教育ローン等の取扱い
(8) 学校の財務	・財務状況
(9) 学校評価	・自己評価 学校関係者評価の結果・評価結果を踏まえた改善方策
(10) 国際連携の状況	
(11) その他	

※(10)及び(11)については任意記載。

(3) 情報提供方法

(ホームページ) ・ 広報誌等の刊行物 ・ その他())

URL: <https://r.goope.jp/penginweb/menu/731628>

公表時期: 令和6年9月30日